諸規程

前文

本書は、会則第 31 条に基づき役員会の決議により定める規程のうち、コンプライアンス規程、安全管理規程、会計規程及び個人情報保護規程の4つをまとめたものである。会則が組織の骨格を定める第１層であるのに対し、これらの規程はいずれも具体的な運用方法を定める第2層に位置し、会則を補完するものである。各規程はそれぞれ独立した規程であり、この書はその一覧性を高めるために便宜上まとめたものである。この規程における用語は、会則の例による。

Ⅰ．コンプライアンス規程

本規程は、会則第 14 条の 2 第 6 項、第 16 条の 2、第 17 条の 2 及び第 31 条に基づき、本会におけるコンプライアンスの確保に関し必要な事項を定めるものである。

第1条（目的）

本規程は、選手、保護者及び指導者が安心して活動できる環境を確保するとともに、指導者による正当な指導を萎縮させることなく、行き過ぎた指導を防止することを目的とする。

第2条（指導の基本原則）

本会における指導は、選手の技術向上及び心身の健全な成長を目的として行われるものであり、この目的を達成するために必要かつ社会通念上相当と認められる範囲の厳格な指導（以下「厳格指導」という。）を行うことを妨げない。

2　厳格指導は、次条各号に掲げる行為に該当しない限り、本規程上の禁止行為として取り扱わない。

第3条（禁止行為）

役員、指導者、選手及び保護者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない

一　選手の身体に危害を及ぼす殴打、蹴り、突き飛ばしその他の有形力の行使（社会通念上軽微なものと認められる身体的接触を除く。）

二　生命に危険を及ぼし、又は重大な傷害を生じさせるおそれのある行為

三　人格若しくは存在価値を否定し、又は著しく侮辱する言動

四　その他前各号に準ずる行為

2　前項の規定は、指導を目的とする場合においても適用する。

第4条（相談窓口）

本会に、指導に関する相談窓口を置く。相談窓口は、会長、副会長及び会長補佐をもって構成する。

2　会員は、前条各号に掲げる行為又はそのおそれがあると認めるときは、まず相談窓口に相談又は申し出るものとする。この場合において、代表又は指導者に直接申し出ることは、原則として行わないものとする。

3　相談窓口は、申し出をした者及び対象者に不利益が生じないよう配慮しなければならない。

第5条（申し出の取扱い）

相談窓口は、申し出を受けたときは、まず当該申し出が第3条各号に該当する事実を含むものであるかを確認する。

2　申し出の内容が第3条各号に該当する事実を伴わない場合は、これを申し出として取り扱わない。会則第 14 条の 2 及び第 17 条の定めるところにより、選手起用、練習内容の決定その他競技運営に関する事項は指導者の専

権に属し、保護者会はこれらの事項に関与しないものとされているため、指導方針そのものへの意見は本条による申し出の対象としない。

3　前項の確認は、申し出をした者の主観のみによらず、指導の目的、態様、選手の受けた影響その他の事情を客観的に考慮して行う。

第6条（調査）

相談窓口が第3条各号に該当する事実を含む申し出を受けたときは、役員会において事実関係を調査する。

2　調査に当たっては、対象者に弁明の機会を与えなければならない。

3　調査の対象となる者は、会則第 17 条の 2 第 2 項により当該調査に加わらない。

第7条（措置）

役員会は、前条の調査結果に基づき、次の各号に掲げる措置のうち必要なものを決定する。

一　注意

二　活動停止

三　役員又は指導者の解任

四　除名

2　措置の決定は、役員会の合議による。

3　第 1 項の措置のうち役員又は指導者の解任は、会則第 16 条の 2 に定める手続きによる。

第8条（重大事案への対応）

役員、指導者、選手及び保護者の行為が次の各号のいずれかに該当し、選手の安全を脅かすと疑われる場合は、本会は所轄の野球連盟その他の統括団体、自治体の担当部署又は警察等の関係機関へ通報又は相談を含め、必要な措置を講ずるものとする。

一　選手の身体に危害を及ぼす暴行、傷害その他の有形力の行使

二　選手を乗車させた自動車等の飲酒運転、無免許運転その他の重大な交通法規違反

三　選手に対するわいせつな行為

四　その他前各号に準ずる犯罪行為又は法令違反

2　本会による内部的な措置は、前項の関係機関による対応を妨げるものではない。

第9条（記録及び報告）

第6条から前条までの経過及び結果は記録し、直近の総会又は臨時総会に報告する。

第10条（会則との関係）

この規程は会則を補完するものとし、この規程と会則との間に齟齬が生じたときは、会則の定めるところによる。

2　この規程に定めのない事項については、役員会の決議による。

附則

1　この規程は、令和8年10月1日から施行する。

2　この規程の改廃は、会則第 31 条に基づき、役員会の決議による。

Ⅱ．安全管理規程

本規程は、会則第 22 条の 2 及び第 31 条に基づき、本会の活動における安全確保に関し必要な事項を定めるものである。

第1条（目的）

本規程は、練習、試合、遠征その他本会の活動全般において、選手の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

第2条（安全配慮の基本原則）

指導者及び役員は、本会の活動全般において、選手の生命及び身体の安全を最優先に考慮しなければならない。

2　活動の見守りを行う保護者も、指導者と協力し、選手の安全に配慮し、適宜、適切な措置を講ずるものとする。

3　安全確保のための措置を優先したことを理由として、指導者が不利益な取扱いを受けることはない。

第3条（熱中症対策）

指導者及び活動の見守りを行う保護者は、気温、湿度その他の状況に応じ、時間短縮又は休憩・水分及び塩分補給の頻度を増やすなど、熱中症を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　選手に対する水分及び塩分の補給を制限してはならない。ただし、練習の運営上必要な範囲で、補給の時機及び方法について指導者が定めることを妨げない。

3　熱中症を疑う症状が見られたときは、直ちに活動を中止し、応急処置を行うとともに、必要に応じて救急要請を行う。

第4条（傷病発生時の対応）

活動中に選手の傷病が発生したときは、指導者は直ちに応急処置を行うとともに、必要に応じて救急要請を行う。

2　指導者は、傷病発生後速やかに保護者へ連絡するものとする。

3　本会は、緊急連絡網を整備し、役員及び指導者に周知するものとする。

第5条（AEDの整備）

本会は、活動場所において速やかにAED（自動体外式除細動器）を使用できる体制を整えるよう努めるものとする。

2　AEDの設置場所及び使用方法は、指導者及び役員に周知するものとする。

第6条（健康情報の管理）

保護者は、入会時及び変更が生じたときに、選手の治療中の病気又はけが、アレルギーその他指導及び安全確保のうえで配慮を要する事項を本会に届け出るものとする。

2　前項により届け出られた健康情報は、指導及び安全確保に必要な範囲で指導者間において共有し、個人情報保護規程の定めるところにより適切に管理する。

第7条（遠征及び合宿時の安全管理）

遠征又は合宿を行うときは、代表又は監督は、引率者を選任し、緊急連絡網及び移動中の安全確保のための体制を整えるものとする。

2　遠征又は合宿の実施に当たっては、あらかじめ移動先の医療機関の情報を確認しておくものとする。

第8条（用具及び施設の点検）

指導者は、使用する用具及びグラウンドその他の施設について定期的に安全点検を行い、危険を認めたときは速やかに使用を中止し、必要な措置を講じなければならない。

第9条（傷害保険）

本会は、会則第 22 条に定める保険への加入を通じて、選手の傷病に備えるものとする。

第１０条（会則との関係）

この規程は会則を補完するものとし、この規程と会則との間に齟齬が生じたときは、会則の定めるところによる。

２　この規程に定めのない事項については、役員会の決議による。

附則

１　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規程の改廃は、会則第 31 条に基づき、役員会の決議による。

Ⅲ．会計規程

本規程は、会則第 10 条から第 12 条まで及び第 31 条に基づき、本会の会計事務に関し必要な事項を定めるものである。

第１条（目的）

本規程は、会則に定める会費及び会計事務の運用に関し必要な事項を定める。

第２条（会計帳簿）

会計は、会計帳簿を作成し、直近 3 年分を保存する。

第３条（特別会計以外の支出の決裁）

部費、車会計及びマシン費の支出のうち、一定額を超えるものは、あらかじめ役員会の承認を得るものとする。

２　前項にかかわらず、車会計に係る支出その他反復的に生じる立替払いについては、あらかじめ役員会が定めた基準に従い会計が処理し、その結果を役員会に報告するものとする。

３　緊急その他やむを得ない事情によりあらかじめ承認を得ることが困難な支出については、支出後速やかに役員会に報告し、その承認を得るものとする。

第４条（臨時徴収）

遠征費、合宿費、道具購入費等、月額会費以外の費用を徴収するときは、役員会の承認を得るものとする。

２　緊急その他やむを得ない事情によりあらかじめ承認を得ることが困難な場合は、代表及び会長の同意を得て徴収することができる。この場合において、会計は、徴収後速やかに役員会に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の徴収を行ったときは、その理由及び金額を会員に周知するものとする。

第５条（帳簿の閲覧）

会員は、正当な理由があるときは、会計帳簿の閲覧を求めることができる。

２　会計は、前項の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。ただし、請求の目的が明らかでないとき、その他応じることが適当でないと認めるときは、役員会に諮り、その決定による。

３　閲覧に当たっては、特定の会員の納入状況その他個人の事情が明らかとならないよう配慮する。

第６条（会則との関係）

この規程は会則を補完するものとし、この規程と会則との間に齟齬が生じたときは、会則の定めるところによる。

２　この規程に定めのない事項については、役員会の決議による。

附則

1　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

2　この規程の改廃は、会則第 31 条に基づき、役員会の決議による。

Ⅳ. 個人情報保護規程

本規程は、会則第 30 条及び第 31 条に基づき、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

第１条（目的）

本規程は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

第２条（取扱責任者）

本会に個人情報取扱責任者を置き、会長がこれに当たる。

第３条（利用目的の特定）

取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、入団申込時に本人（未成年の場合は保護者）に明示する。

第４条（開示等請求への対応）

本人又はその保護者から、本会が保有するその個人情報の開示、訂正又は削除の請求があったときは、個人情報取扱責任者が速やかに対応するものとする。

第５条（保存期間及び廃棄）

個人情報は、退団後、本会の運営上必要な期間に限り保存し、当該期間の経過後は速やかに廃棄する。

第６条（会則との関係）

この規程は会則を補完するものとし、この規程と会則との間に齟齬が生じたときは、会則の定めるところによる。

2　この規程に定めのない事項については、役員会の決議による。

附則

1　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

2　この規程の改廃は、会則第 31 条に基づき、役員会の決議による。